

陳情番号	件名
第11号	排泄課題を抱える障害児者への日常生活用具の認定に関する ことについて
受理年月日	
7.5.16	

陳情の趣旨

陳情の趣旨

排泄予測支援機器「DFree」を神奈川県相模原市において、日常生活用具として認定いただきたく陳情いたします。

令和6年3月の障害保健福祉関係主管課長会議資料「日常生活用具給付等事業の適正な実施について」には、「日常生活用具給付等事業については、その事業費が年々増加傾向にあり、今後も安定した事業運営を行うためには、各市町村において効果的・効率的な事業実施が図られる必要がある。また、当事者団体等からは、一部の市町村においては、長期間にわたり種目や基準額等の見直しが行われていない状況にあるとの声も寄せられているところである。このため、各市町村においては、平成18年の障害者自立支援法以前に国が定めた基準額や実施方法にとらわれることなく、定期的に当事者の意見を聴取によるニーズ把握や実勢価格の調査等、地域の実情に即した、適切な種目や基準額となるよう定期的な見直しに努められたい。」と記載があります。これに基づき、排泄予測支援機器を日常生活用具として追加認定いただくことを市に求めて頂きますよう陳情いたします。

陳情理由

1. 陳情に関する基本情報、排泄に関する情報

- ・11歳、女兒/療育手帳A1（最重度）/身体障害者手帳1級/脳性麻痺/肢体不自由
 - ・コミュニケーション：気管切開のため発語無し、モニター等様々な方法で意思疎通
 - ・ADLや移動状況：寝たきり、移動は車いす
 - ・排尿状況：4時間おきに導尿
 - ・排尿に対し、抱えていた悩み：尿量の溜まり具合に差があり、導尿の適切なタイミングが不明。時間で定期的に行っても日によって尿量が異なる。貯めすぎってしまった結果何回か尿路感染も起こり、不安を抱えています。また、導尿をしたのに尿がたまっていなかったなど、本人への負担も減らしてあげたいと考えていました。
- 上記状況から、「DFree」を使うことで、適切なタイミングで導尿ができるのではないかと思います、利用を始めました。

2. 排泄予測支援機器「DFree」は超音波センサーにより膀胱を経時的にモニタリングし、膀胱内の尿のたまり具合を0～10で数値化します。その数値は専用タブレットや自身のスマートフォンから確認でき、排尿のタイミングを予測し、排尿の機会を本人または介助を行う者に通知することができます。我が家では「DFree」の活用を始めてから、数値化された尿量をもとに導尿することで、今までのように少なすぎる、多すぎるといった尿量の変化に悩むことが無くなりました。何より、本人への負担も軽減出来ました。また、溜まり具合の傾向値がデータで見えるため、納得しながら調整しつつ導尿することもできています。このように、尿意を感じることができない障害児者にとってDFreeは非常に有用です。DFreeは令和4年4月に特定福祉用具に認定され、介護保険適用となっている。ぜひ障害児者にも負担が少なく購入できるようになることを求め、上記事項を陳情いたします。

陳情番号	件名
第4号	地方財政の充実・強化を求める意見書を国に提出することを求めることについて
受理年月日	
8.5.1	

陳情の趣旨
<p>件名 地方財政の充実・強化を求める意見書を国に提出することを求める陳情書</p> <p>陳情の趣旨及び理由 現在、自治体に対して、急激な少子・高齢社会の到来を受け、子育て、医療、介護など全世代型の社会保障施策の整備と地域医療体制の充実が求められているとともに、人口減少を見据えた地域活性化対策や脱炭素化をめざした環境対策、DXに対応した各施策の充実など、極めて多岐にわたる役割も求められています。さらに、自然災害が頻発し激甚化するなか、社会インフラの老朽化に対応して、耐震化や再整備も喫緊の課題となっています。</p> <p>2026年度地方財政計画は、物価高騰や人件費の増大に対応する内容となっていますが、2027年度政府予算及び地方財政の検討に当たっても、物価や賃金の上昇に伴う行政経費の増大を的確に反映するとともに、社会全体で求められている賃金水準の底上げと相応する人件費の確保をはじめ、一般財源総額のさらなる充実や維持補修費の適切な確保などを実現することによって、積極的な地方財政確立を国に求めるものです。</p> <p>陳情の項目 地方自治法第99条に基づき、貴議会として、次のとおり国に対して地方財政確立のための意見書を提出するよう陳情いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 全世代型の社会保障、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、教育、防災・減災、地域公共交通の確立など、増大する自治体の財政需要を的確に把握すること。あわせて、住民生活を支える行政体制の構築及び公共サービスの提供に関わる必要な人件費を確保しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。 2 こどもから高齢者まで、切れ目のない社会保障制度と支援体制の構築を不断に追求するとともに、その実現に向け、各社会保障分野を支える人材を継続的に確保・育成できる財源措置を講じること。あわせて、自治体の一般行政経費に占める社会保障関係経費の割合が増大していることから、国庫補助金の拡充並びに一般財源の確保の双方の観点から、引き続き安定的な社会保障施策が展開できるように措置すること。 3 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、交付税特別会計の債務償還を加速しつつ、引き続き臨時財政対策債に頼らない自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間における税源偏在性がより小さい地方税体系をめざして、抜本的な改善を行うこと。 4 国税、地方税問わず、税制の変更は地方財政にも重要な影響を与えることから、検討段階から「国と地方の協議の場」などを通じた自治体の制度設計への参画を保障し、自治体の行財政運営に配慮すること。また、減税措置などによって地方税及び地方交付税の減収が見込まれる場合は、原則として全額を恒久的に地方特例交付金等により補填すること。 5 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において自治体の政策的経費を支える不可欠な規模であることから、自治体の自由な裁量によって使用できる一般財源として恒久化を図ること。

- 6 各年度の給与改定に備えるため 2026 年度に実施した給与改善費のような財源措置を恒久的に実施すること。あわせて、会計年度任用職員の雇用の安定と処遇の改善のため、継続的な財政措置を十分に実施すること。特に後者については、公営企業等一般会計以外の部門においても繰入金等を通じて処遇改善が実現されるべき旨を徹底すること。
- 7 指定管理や委託など、自治体を実施する各種事業において、人件費や物価の上昇に応じて、労務費に対する適切な価格転嫁が迅速に反映されるよう、引き続き必要な財政支援を行うこと。これらを通じて、契約や雇用の形態に関わらず自治体の公共サービスを支える全ての人材の処遇を絶えず改善すること。
- 8 自治体業務システムの標準化については、引き続き国の責任において財源を措置すること。また、サイバーセキュリティの強化など、自治体DXの進展にともない発生するシステム改修、事務負担及び人件費の増大等の負担について、自治体の事情に応じて柔軟に支援できる体制を整備すること。
- 9 地域社会及び地域コミュニティの機能維持のため、その存在意義があらためて重要視されている地域公共交通の確保、整備について、公共交通専任担当者の積極的な確保を支援しつつ、国庫支出金を拡充し、普通交付税の個別算定経費に公共交通関連経費を位置づけるなど、事業者任せの対応から自治体が責任をもって主体的に実施できるような制度を構築すること。
- 10 地域医療供給体制の安定的な確保という観点から、単なる収支で病院の存廃が決められ、住民の医療へのアクセスが困難になるという状況を招かないように、公立病院をはじめとする地域医療機関に十分な財政支援を講じるとともに、物価高騰や専門人材の不足にも対応できるように国全体での取り組みを強化すること。
- 11 地方交付税制度の安定性は維持しつつも、普通交付税における個別算定経費のあり方及び基準財政需要額の算定方式等並びに特別交付税における配分方式のあり方について、不断の再検討を行い、地方交付税が、自治体の事情を十分に斟酌した上で財源保障機能と財政調整機能を発揮できるようにすること。

陳情番号	件名
第5号	公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求めることについて
受理年月日	
8.5.21	

陳情の趣旨
<p>【陳情理由】</p> <p>中学生は、社会の仕組みや歴史、政治、国際関係について本格的に学び始める時期であり、将来の主権者として社会の課題を主体的に考え判断する力を育むことが求められます。中学校における平和教育及び修学旅行・校外学習は、その重要な役割を果たしています。</p> <p>平和教育の学習内容が特定の見解に偏った場合、生徒の歴史認識や社会認識に影響を与えるおそれがあります。特定の見解のみを強調する教育との受け止めを生じさせることのないよう、特に平和教育においては結論ありきの指導を避け、事実を基にした政治的中立性と、生徒が発達段階に応じて多面的・多角的に考え、主体的に判断できる学びを確保することが重要です。</p> <p>教育基本法第14条は、政治的教養を尊重する一方で、学校が特定の政党を支持し、又は反対するための政治教育その他政治的活動を行うことを禁じています。</p> <p>本陳情を通し、中学校における平和教育の政治的中立性や修学旅行・校外学習の安全管理について点検を求める背景には、令和8年3月16日、沖縄県名護市辺野古沖において、修学旅行中の高校生らが乗船した船舶が転覆し、生徒1名と船長1名が死亡し、14名が負傷した痛ましい事故があります。校外学習に伴う安全管理上の課題は、学校種別を問わず共通する教育行政上の重要課題であり、公立中学校においても同様に十分な検証と配慮が求められます。</p> <p>亡くなられた生徒の御遺族は、事故当日の経過について、インターネット上で公表されています。保護者にとって、修学旅行や校外学習は、学校を信頼して大切な子供を預ける教育活動であり、その信頼に応えるためにも、十分な安全確認と説明責任が求められます。</p> <p>さらに御遺族は、沖縄や辺野古は、平和、戦争、命、歴史、基地、国防、日米関係などを考えることができる場所である一方、生徒が多様な情報に触れ、自ら考える教育であってほしいとの趣旨も示されています。これは、学校教育において、生徒が一面的ではなく、多角的な視点から考察できる学びの重要性を示すものと考えられます。</p> <p>文部科学省は、令和8年4月7日付で「学校における校外活動の安全確保の徹底等について(通知)」を发出し、校外活動の安全性や実施内容の確認、児童生徒・保護者への十分な説明、学校主体の安全確保、船舶利用時の許認可事業者の選定等を求めています。また、大阪府教育庁は、同事故を受け、過去3年間の国内修学旅行・宿泊研修について、安全性、実施内容、事故で船舶を運航していた市民団体との関わり、教育活動における中立性等の調査を実施しました。</p> <p>なお、辺野古移設反対を呼びかける「辺野古基金」の賛同団体として、神奈川県教職員組合(神教組)をはじめ、名称上確認できる教職員組合系団体が、各都道府県あわせて300団体以上確認できます。一部の教職員関係団体</p>

が、辺野古移設反対運動に賛同していることが公開情報上確認されています。教職員個人の思想信条の自由は尊重されるべきである一方、学校教育においては、教育基本法第 14 条の趣旨を踏まえ、特定の政治的立場を唯一の正解として示すことなく、生徒が複数の視点や資料に基づき、多面的・多角的に考察できる教育環境が求められます。教壇に立つ教職員や教育現場に関係する団体が、特定の政治的運動への賛同が公開情報として確認されていることは、平和学習や校外学習における政治的中立性への十分な配慮について、改めて確認する必要性を示唆するものです。

以上、貴自治体において、公立中学校における平和教育及び修学旅行・校外学習の政治的中立性、適正性、安全性を確保するため、下記のとおり市議会として市に対して働きかけるよう陳情いたします。

本陳情は、特定の思想・立場を排除することを目的とするものではなく、生徒が多様な視点に触れ、自ら考え判断できる教育環境の確保と、保護者が安心して子どもを学校行事に参加させられる体制整備を求めるものです。

【陳情項目】

① 公立中学校における平和教育の政治的中立性に関する基本方針を確認すること。

教育基本法第 14 条の趣旨に沿い、教師の指導内容、使用教材、外部講師・語り部・市民団体等の招へい又は関与が、特定の政党・政治団体・政治運動の立場に偏ることのないよう確認すること。また、生徒が発達段階に応じて、事実を基に諸資料や多様な情報を活用しながら、多面的・多角的に考え、主体的かつ公正に判断できる平和教育となるよう、教育委員会としての方針及び学校への指導上の留意事項を改めて確認すること。

② 保護者への説明責任と修学旅行・校外学習の安全管理を徹底すること。

修学旅行・校外学習の目的、訪問先、活動内容、移動手段、外部関係者の関与、安全管理体制について、保護者に事前に十分説明すること。あわせて、文部科学省通知の趣旨を踏まえ、行程及び活動内容に応じた危険性の事前把握、事業者の安全管理体制の確認、緊急時対応及び引率体制の徹底を図ること。

③ 過去の修学旅行・平和学習等の記録を確認すること。

教育委員会又は学校に保存されている過去 3 年間の計画書、実施要項、実施報告等を確認すること。そのうえで、修学旅行・校外学習及び校内の平和学習について、特定の政治的立場との関連性について、保護者から疑義を招き得る活動、関連団体等の関与など、保護者の視点から見て、政治的中立性又は安全管理上の懸念が残る教育活動がなかったかを確認すること。

④ ③に基づき懸念が残る事例については、必要に応じて実態把握を行うこと。

③により、該当又はその疑いのある事例が確認された場合は、学校及び関係者への確認などを行い、活動内容、生徒に対する特定の政治的活動との関わり方、安全管理、保護者への説明、政治的中立性への配慮について実態を把握すること。その結果を、今後の指導及び改善に生かすこと。

陳情番号	件名
第6号	mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業の一時中止の意見書提出を求めることについて
受理年月日	
8.5.22	

陳情の趣旨

【要旨】

一時的にmRNAワクチン接種事業を中止することについて、地方自治法第99条の規定に基づき、国に対する意見書の提出を求めます。

【理由】

全国の市民が行った「コロナワクチン接種データ開示請求プロジェクト」の全国161の市区町村、5,620万回接種後死亡観測データ（令和8年3月1日時点）によると、コロナワクチン接種当日と翌日の死亡者は、729人となっています（参照1）。また、死亡者の新型コロナワクチン接種者数の死亡記録をみると、最後のコロナワクチン接種から約3-4か月後に死亡数のピークがあり、接種後の半年以上もの期間で死亡数が上昇していることがわかります。これらの死因は特定されていませんが、看過できるものではありません。

新型コロナワクチン接種による予防接種健康被害救済認定数（令和8年4月27日時点）は、累計進達受理件数15255件、累計認定数9,473件、死亡一時金または葬祭料に係る件数を含む累計認定数1,070件となっています。しかし冒頭の自治体から開示されたデータをふまえると、これらの数字は氷山の一角であることが明確です。

新型コロナワクチンで使用されたメッセンジャーRNAワクチン（以下mRNAワクチン）は、「標的細胞」が特定されぬまま特例承認として接種が開始されました。筋肉注射された薬液は全身をめぐるため、あらゆる細胞がmRNAを取り込む可能性があり、その結果スパイクタンパク質を発現した細胞は自身の免疫機能の攻撃を受けます。このスパイクタンパク質は、当初すぐに分解されると説明されていましたが、接種後長期にわたり検出されたという論文が発表されています（参照2）。また、新型コロナワクチンの繰り返し接種では、IgG4の誘導等による免疫抑制などが懸念されており、人体への影響は長期に及ぶものと考えます。厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長および厚生労働省医薬局長から各都道府県知事に出された「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」の一部改正等について（令和6年8月8日感発0808第5号医薬発0808第1号）の中でも、新型コロナワクチン接種後の長期にわたる影響、発症までの期間が長いことなどに触れられており、現時点での新型コロナワクチンの安全性の検討は不十分であると考えます。

さらに、厚生労働省への行政文書開示請求の結果において、接種事業継続に関する科学的・医学的・法的根拠を示す文書については、「作成または取得した事実はなく、保有していない」との回答がなされています。これらの状況は、政策決定過程における情報の整理・検討および説明の在り方について、透明性および説明責任の観点から検討すべき事項を含むものと考えます。

なお、福島県喜多方市議会（令和7年12月11日）、青森県下北郡大間町議会（令和8年3月17日）、徳島県小松島市議会（令和8年3月19日）では、同一趣旨の陳情が採択され、国に対して接種事業の中止を求める「意見書」も原案通り可決された事例があります。

【陳情の審査にあたって】

本陳情の審査にあたっては、行政文書開示請求等により示された状況も踏まえ、リスク及びベネフィットの情報が国民にとって理解可能な形で適切に整理・提示されているかという観点を含めて審議されること。

委員会において取り扱う際には、必要に応じて説明の機会を設けること。

審査結果については、議会だより等に掲載し、広く住民へ周知すること。

貴議会におかれましては、住民の生命と健康にかかわる重要事項であることを踏まえ、慎重かつ責任ある審議を行っていただきますよう強く求めます。

参照

1. コロナワクチン接種データ開示請求プロジェクト
https://stop-mrna.sakura.ne.jp/db/lot_mortality_1day.php
2. 「新型コロナワクチン接種後より汗疹様水疱を繰り返す症例で、表皮内汗管とエクリン汗腺にmRNA ワクチン由来のスバイクタンパクが見いだされた（和訳）」 論文 URL：<https://doi.org/10.1111/1346-8138.17204>

以上